河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会 会長 谷 口 正 和

特別職の報酬額等について (答申)

平成22年4月22日付け河南人第10号により本審議会に対して町長から諮問の あった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. 特別職の報酬額等について

(1) 報酬額

町長及び副町長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長 月額 756,000円(10%カット)

副町長 月額 679,000円(3%カット)

(2) 改定の実施時期

町長及び副町長の給料額改定の実施時期については、4月からこの改定の実施 日の前日までの期間に係る差額相当分を解消し、年間給与で所要の調整を図ることが情勢適応の原則にもかなうものであることから、平成22年4月1日とすることが適当である。ただし、この年間調整については、施行後速やかに調整が行われる必要があるが、月例給は生活に充てられることを鑑みれば特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

2. 審議会開催状況

第1回審議会 平成22年4月22日

第2回審議会 平成22年5月11日

第3回審議会 平成22年5月18日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員構成で、平成22 年4月22日に設置された。

本審議会は、町長及び副町長の給料の額について、諮問を受け延べ3回の会議において、本町及び府下各町村等の財政状況、一般職の職員の給与改定の推移、特別職の職務と職責及びこれに対する報酬等について、広範な角度から審査を行った。

結果、特別職の就任来の業績を評価し前回のカット率を緩和するという意見も 出されたが、現在の経済情勢や本町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率が高 い割合で推移しつづけるなどの財政状況、一般職の給与の減額改定状況、さらに職員及び住民感情なども考慮すれば、今この時期に特別職の給料を引き上げるには、難しい状況にあると言わざるを得ない。現状においては、「特別職の給料額は前回のカット率に据え置くこと」が妥当だという結論に達した。

4. 最後に

一昨年後半から景気の急激な悪化に伴い、民間企業の経営状況及び労働者を めぐる社会状況は大変厳しく、今後の町財政の動向についても予断を許さない 状況である。今後の町政運営に当たっては、こうした状況を十分に勘案し、よ り一層努力されることを期待する。なお、社会経済情勢、町財政状況等の急激 な変化が生じた際には、その都度、必要に応じた見直しが行われることを望む。